



福島医発第 62 号 (地)
平成 30 年 4 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を
利用させる事業等について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号においては、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることの無いよう、無料又は低額費用で診療を行う事業が規定されております。また、同第 10 号においては、同様の趣旨で無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業（以下、無料低額診療事業等）が規定されているところです。

今般、介護保険法の改正により新たに介護医療院が創設されたことに伴い、同第 10 号の規定において、介護老人保健施設に加え介護医療院が追加される等、無料低額診療事業等に関する通知が一部改正され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなった旨、厚生労働省社会・援護局長及び老健局長より日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

(介 149) (地 I 328)

平成 30 年 3 月 14 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号においては、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な費用で診療を行う事業が規定されております。また、同第 10 号においては、同様の趣旨で無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業（以下、無料低額診療事業等）が規定されているところです。

今般、介護保険法の改正により新たに介護医療院が創設されたことに伴い、同第 10 号の規定において、介護老人保健施設に加え、介護医療院が追加される等、無料低額診療事業等に関する通知が一部改正され、平成 30 年 4 月 1 日より適用されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について
(平 30. 2. 20 社援発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知)
- ・社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について
(平 30. 2. 20 社援総発 0220 第 1 号、老老発 0220 第 1 号 厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長通知)

- ・「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」の一部改正について
(平 30. 2. 20 社援発 0220 第 3 号、老発 0220 第 2 号 厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知)
- ・「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」の一部改正について
(平 30. 2. 20 社援総発 0220 第 3 号、老老発 0220 第 2 号 厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長通知)
- ・「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」の一部改正について
(平 30. 2. 20 社援発 0220 第 2 号 厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」の一部改正について
(平 30. 2. 20 社援総発 0220 第 4 号、老老発 0220 第 4 号 厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長通知)

社援発０２２０第１号
老発０２２０第１号
平成３０年２月２０日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について

標記の事業（以下「無料又は低額介護医療院利用事業」という。）については、その基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額介護医療院利用事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。

記

第一 無料又は低額介護医療院利用事業の基準

次の項目のうち、１、２、３及び４に該当するとともに５から７までの項目のうちの二以上の項目に該当すること。

- １ 生計困難者を対象とする費用の減免方法を定めて、これを明示すること。
- ２ 利用料は、周辺の介護医療院と比べて入所者等に対し、過重な負担とならない水準のものであること。

- 3 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は介護医療院サービスに要した費用（介護保険法第48条第1項に規定する施設介護サービス費の支給の対象となる費用及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第79条に規定する費用の合計額とする。）の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱入所者の総延数の10%以上であること。
- 4 家族相談室又は家族介護室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための相談員を設置すること。
- 5 通所リハビリテーション事業を実施すること。
- 6 生活保護法による保護を受けている者その他の生計困難者を対象として定期的に無料の健康相談、保健教育等を行うこと。
- 7 特別養護老人ホーム等の地域の福祉施設の職員を対象として定期的に保健医療に関する研修を実施すること。

第二 留意事項

- 1 施設の経営主体は、無料又は低額介護医療院利用事業を行うために必要な資産を有すること。
- 2 費用の減免は、おおむね次のような方法により行うこと。
 - （1） 介護医療院は、生計困難者を対象とする費用の減免方法を関係機関と協議の上決定すること。
 - （2） （1）の実効性を確保するためには、市町村社会福祉協議会、民生委員協議会、民生委員等の十分な協力が必要であると考えられるので、各関係機関に無料又は低額介護医療院利用事業の内容について周知徹底を図り、その適正な運営を期するよう指導されたいこと。

第三 指導監督

無料又は低額介護医療院利用事業を行う者について、少なくとも毎年一回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行われたいこと。

社援総発０２２０第１号
老老発０２２０第１号
平成３０年２月２０日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について

標記の事業（以下「無料又は低額介護医療院利用事業」という。）については、「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について」（平成３０年２月２０日社援発０２２０第１号・老発０２２０第１号社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示ししたところですが、なお、運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

１ 第一の３について

(1) 入所者のうち、生活保護法による保護を受けている者及び無料又は費用の10%以上の減免を受けた者の占める割合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの入所人員について算定するものであること。

(2) 同一施設内に、介護医療院とその他の施設が併設されている場合、それぞれの施設類型毎に算定するものであること。

2 第一の6について

無料の健康相談、保健教育等は、毎月1回程度日時を定めて実施するよう努めることとする。

3 第一の7について

「定期的に」とは、年2回以上をいうものであること。

4 第二の2の(1)について

生計困難者を対象とする費用の減免方法として、減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準を明らかにして、これを明示すること。減免を行う対象者に関する基準及び減免額に関する基準は、施設において、地域の福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関と協議の上、定めること。

5 第三について

報告は、毎年定める様式及び期限等により行うこと。

6 その他

この基準制定の際、現に社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業又は同法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）に係る同法第69条の届出を行っているもののうち、4月1日以外の日に関護医療院への転換（病院の療養病床等又は診療所の病床の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合（無料又は低額介護老人保健施設利用事業にあつては、介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合）をいう。以下同じ。）を行うものについての当該年度におけるこの基準の3の適用については、当該転換を行う日以降の実績によるものであること。従って、管下の無料又は低額介護医療院利用事業を行う介護医療院に対しては、この期間内における実績の確保について、特段の指導を行われたいこと。

社援発 0220 第 3 号

老発 0220 第 2 号

平成 30 年 2 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」

（平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1277 号・老発第 275 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）により、当該事業の基準及びその運用が定められているところではありますが、本通知を別添のとおり改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号）

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
社援発第1277号 老発第275号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日) 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について 標記の事業（以下「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第109号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、以下のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額介護老人保健施設利用事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。 なお、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます	社援発第1277号 老発第275号 平成13年7月23日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について 標記の事業（以下「無料又は低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第109号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）の施行及び介護保険法（平成9年法律第123号）の施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、以下のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額介護老人保健施設利用事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。 なお、<u>本通知は、第三の1を除いて地方自治法（昭和22年法律第6</u>

す。 記 第一 （略） 第二 （略） 第三 指導監督 <u>無料又は低額介護老人保健施設利用事業を行う者について、少なくとも毎年1回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行わ</u> <u>れたいこと。</u> （削除）	<u>7号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法廷受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。</u> 記 第一 （略） 第二 （略） 第三 指導監督 <u>1 無料又は低額介護老人保健施設利用事業を行う者について、少なくとも毎年1回その実施状況を調査し、その結果を別に定めるところにより報告するほか、その適正な運営を期するため、必要な指導を行われないこと。</u> <u>2 無料又は低額介護老人保健施設利用事業に係る社会福祉法人の設立又は定款変更認可は、将来にわたっての基準適合の見通し、立地条件等を総合的に判断して行うものであること。</u>
--	---

社援総発0220第3号

老老発0220第2号

平成30年2月20日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」

（平成13年7月23日社援総発第6号・老計発第30号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局計画課長連名通知）により、運用上の留意事項が定められているところではありますが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援総発第6号・老計発第30号）

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
社 援 総 発 第 6 号 老 計 発 第 3 0 号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日) 都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市 厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局計画課長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について 標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示したところですが、なお、運営上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしく申し上げます。 なお、本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第110号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。	社 援 総 発 第 6 号 老 計 発 第 3 0 号 平成13年7月23日 都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市 厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局計画課長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について 標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示したところですが、なお、運営上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしく申し上げます。 なお、<u>本通知については、3を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法廷受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、</u>本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

- 1・2 (略)
- 3 第三について
報告は、毎年定める様式及び期限等により行うこと。

(削除)

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

- 1・2 (略)
- 3 第三の1について
報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長
あて行うこと。

別記様式

(様式)

無 料 又 は 低 額 介 護 老 人 保 健 施 設 利 用 事 業 総 括 表

都道府県市名：

平成〇〇年度

施設名	入所者数 (A)	無料低額入所者数				B/A × 100	通所介護事業又は 通所リハビリテーショ ン事業に係る実施数	ベ ッ ド 数	特別な療養室に 係るベッド数
		生	保	減	免計 (B)				
	人日	人日	人日	人日	%	人日	床	床	

(注) 利用料及び費用の減免の方法を定めたとき及び変更のあったときは、関係書類を添付すること。

社援発０２２０第２号

平成３０年２月２０日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業については、「社会福祉法第２条第３項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成１３年７月２３日社援発第１２７６号厚生労働省社会・援護局長通知）により、当該事業の基準及びその運用が定められているところですが、本通知を別添のとおり改正し、平成３０年４月１日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」
 (平成13年7月23日社援発第1276号)

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
社援発第1276号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日) 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について 標記の事業（以下「無料又は低額診療事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の施行、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額診療事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。 なお、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。	社援発第1276号 平成13年7月23日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について 標記の事業（以下「無料又は低額診療事業」という。）については、「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第180号社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）によりその基準が定められているところではありますが、今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）の施行、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行等を踏まえ、標記事業の基準及びその運用等について、下記のとおり制定いたしましたので、貴職におかれましては、適正な無料又は低額診療事業の実施に御配慮いただくようお願いいたします。 なお、<u>本通知は、第三の1を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準と</u>

記 第一 (略) 第二 (略) 第三 今後における指導監督 1・2 (略) 3 社会福祉法人で、本基準により今後無料又は低額診療事業を行うことが不相当であると認められるものについては他の法人への切り替えを指導すること。 4 (略)	<u>して発出するものであり、本通知の施行に伴い、旧通知は廃止する旨を併せて申し添えます。</u> 記 第一 (略) 第二 (略) 第三 今後における指導監督 1・2 (略) 3 社会福祉法人で、本基準により今後無料又は低額診療事業を行うことが不相当であると認められるものについては他の法人への切り替えを指導すること。<u>この場合、定款準則にかかわらず、残余財産等は事業の性格その他を考慮して社会福祉法人以外のものをその帰属主体とする特別の措置を考慮する方針であるので、その定款変更認可申請書の進達に際して、あらかじめ当局に相談されたいこと。</u> 4 (略)
--	--

社援総発0220第2号

平成30年2月20日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日社援総発第5号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）により、運用上の留意事項が定められているところですが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」
(平成13年7月23日社援総発第5号)

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
社 援 総 発 第 5 号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日) 都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局総務課長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について 標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。）によりお示したところありますが、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。 なお、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。 記	社 援 総 発 第 5 号 平成13年7月23日 都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局総務課長 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について 標記については、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。）によりお示したところありますが、なお運用上の留意事項として下記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしくお願いいたします。 なお、<u>当該通知については、9を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（昭和49年10月31日社庶第181号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。</u> 記

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1～8 (略)

9 第三の1について

報告は、毎年定める様式及び期限等により行うこと。

(削除)

局長通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

1～8 (略)

9 第三の1について

報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

別記様式

(様式)

無 料 又 は 低 額 診 療 事 業 総 括 表

都道府県市名：

平成〇〇年度

医療施設名	取扱患者 総数(A)	無 料 低 額 診 療 患 者 数			B/A × 100	(3) M S W	(4) 障 害 相 談 等	(5) 特殊疾患 患者入院	(6) 介護体制	(7) 福祉施設 の設置等	(8) 夜間休日 診 療	(9) 診 療 延 床 の 派 遣	(10) 施設職員 研 修	ベッド数
		生保患者	減免患者	計(B)										
	人	人	人	人	%	人	月〇回	%	〇床に 1 人	設 備 通 携	夜間 (週〇回) 休日 (月〇回)	年〇回 (〇日間)	年〇回 (〇日間)	床

(注) 1. (3) から (10) までは、それぞれ局長通知第一の3から10までの各項目をいうものであること。
2. 医療施設名には、社会福祉法人、財団法人等の設置主体別を付記すること。
3. (5) から (10) の各項目については、該当する項目についてのみ記載すること。

社援総発0220第4号

老老発0220第4号

平成30年2月20日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中 核 市

厚生労働省社会・援護局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業及び同法第2条第3項10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」（平成30年1月18日社援総発0118第1号・老老発0118第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知）により、運用上の留意事項を通知しているところではありますが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について」（平成30年1月18日社援総発0118第1号・老老発0118第1号）

下線部分は改正部分

改 正 後	現 行
社援総発0118第1号 老老発0118第1号 平成30年1月18日 (最終改正：平成30年2月20日) 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略) 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知等によりその取扱いを示しているところであります。 また、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長	社援総発0118第1号 老老発0118第1号 平成30年1月18日 都道府県 各 指定都市 民生主管部（局）長 殿 中 核 市 厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局老人保健課長 (公 印 省 略) 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業等に係る運用上の留意事項について 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知等によりその取扱いを示しているところであります。 また、社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」という。）については、平成13年7月23日付け社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長

連名通知等によりその取扱いを示しているところであります。

平成30年4月1日に施行される地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により創設された社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額介護医療院利用事業」という。）については、平成30年2月20日付け社援発0220第1号・老発0220第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知等によりその取扱いを示したところであります。

今般、無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業及び無料低額介護医療院利用事業（以下「無料低額診療事業等」という。）について、その実施状況や社会福祉事業として実施されている趣旨等を踏まえ、下記のとおり運用上の留意事項を通知いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 無料低額診療事業等の対象について

平成17年3月8日付け社援総発第0308001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知により無料低額診療事業に関してお示ししている通り、無料低額診療事業等は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者に限られるものではない。ついては、被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業等の対象とするよう貴管内の無料低額診療事業等を行う施設に対し、周知・指導等されたいこと。

また、平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長通知により無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に関してお示ししている通り、現在、「無料又は低額診療患者の割合」又は「無料又は低額利用に係る入所者の割合」が100分の10未満である無料低額診療事業等の事業者に対しては、事業が社会福祉事業としての基準を満たすことに努めるよう十分指導されたいこと。

2・3 （略）

連名通知等によりその取扱いを示しているところであります。

今般、無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業（以下「無料低額診療事業等」という。）について、その実施状況や社会福祉事業として実施されている趣旨等を踏まえ、下記のとおり運用上の留意事項を通知いたしますので、よろしくお取りはからい願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 無料低額診療事業等の対象について

平成17年3月8日付け社援総発第0308001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知により無料低額診療事業に関してお示ししている通り、無料低額診療事業等は、広く生計困難者一般を対象とするものであり、被保護者に限られるものではない。ついては、被保護者に限らず、生計困難者であれば、積極的に無料低額診療事業等の対象とするよう貴管内の無料低額診療事業等を行う施設に対し、周知・指導等されたいこと。

また、平成11年5月17日付け社援企第80号厚生省社会・援護局企画課長通知によりお示ししている通り、現在、「無料又は低額診療患者の割合」又は「無料又は低額利用に係る入所者の割合」が100分の10未満である事業者に対しては、事業が社会福祉事業としての基準を満たすことに努めるよう十分指導されたいこと。

2・3 （略）